

○分科員（上原みなみ） 私は昨年夏に環境局収集部門にて、ごみの水増し、特殊勤務手当の不正受給が発覚した際、職員の不正を証明するカメラ映像の消去など、環境局により行われた組織的隠ぺい及び行財政局としても適切な処分がなされなかったことを目の当たりにしまして、腐敗した行政体質を改善しなければならないという思いから、まずは環境局改革に取り組んでおります。これまでは環境局に対して直接改革を求めてきましたが、そのたび行財政局と協議しますと答弁された内容について、今回は行財政局に対して質問をさせていただきます。ですので、行財政局においては、環境局と協議するというような答弁はなさらないように、行財政局としての見解、方針をお答えくださいますようお願いいたします。

まず、環境局の過員についてお聞きします。

今年度から環境局のごみ収集体制が3人から2人乗車体制に見直されたことにより、環境局では事業所全体で183人の労務職員が過員となりました。その余剰職員183人全員を、環境局では適正排出推進員という収集作業とは別の業務従事者と位置づけております。

適正排出推進員の任務は、さらなるごみの減量・資源化の推進といたしますから、市民の皆さんのごみ出しをチェックし、指導するというのが主な仕事だと考えられます。ちなみに排出指導という業務は、適正排出推進員という専任体制がなかった昨年以前もありました。昨年度は一月500回程度、延べ1,000人前後で従事していましたので、1回2人程度、毎日均等に実施されていたとすると、1日25カ所のクリーンステーションで合計50人の職員が従事していたこととなります。1日50人が今年度7月からは183人と4倍近くにふえ、しかもこれが社会的必要性によってふえたのではなく、作業体制の見直しにより183人の職員が余ったから排出指導業務従事者をふやしているという実態を、行財政局としてはどのようにお考えでしょうか。

また、行財政局としては、現在182人となった環境局の過員を神戸市全体で解消していくという方向性、方策はあるのでしょうか。

---

○玉田行財政局長 神戸市行財政改革2015に基づきまして、総定数の削減の取り組みをしております。その中で、ごみ収集業務の体制につきましては、業務プロセスの再構築により見直しを行うという位置づけにしております。本年4月から直営のパッカー車を3人から2人、さらに7月からは備車についても2人乗車ということを見直しを行ったわけです。その結果、余剰人員が生じたことから、暫定的な措置として排出指導や啓発等に従事をさせており、余剰人員については、できるだけ速やかに解消する必要があると考えてお

ります。

一方で、労務職員の採用は当面の間行わないこととしておりました。今後退職する職員の欠員補充など、労務職員全体の人事異動の中で配置転換や職種変更等を行うことにより余剰人員の解消を図っていく予定でございます。

以上です。

---

○分科員（上原みなみ） では、暫定的な措置ということでしたので、今の答弁では、適正排出員をふやさない事由、ことしは特にふやさない事由はないというご理解でよろしいんですかね。

---

○玉田行財政局長 適正排出指導員をことしふやさなければならない——すいません、質問の意味が少しわかりにくかったので。

---

○分科員（上原みなみ） ことしは、まず現在 182 人の適正排出推進員がいます。去年まではそういう業務はありませんでした。ただし、排出指導という同じ業務はしておりました。ことしは特に 4 倍近く適正排出推進員というのが、同じ業務をしている作業員がふえたということですが、ことしはふやさないといけないという事由があったからではなく、余剰人員ありきで適正排出推進員という専任職員ができたということは、行財政局の認識としても間違いありませんよね。

---

○玉田行財政局長 先ほど申し上げたとおり、2 人乗車にすることにより余剰人員が生じたので、暫定的な措置として従事させているということがすべてです。

---

○分科員（上原みなみ） 行財政局の事業内容には、職員の定数を管理し、適正配置に努めるというのがあります。行財政局では現状の体制での環境局の収集部門の定数は何人だと認識されているのでしょうか。

---

○玉田行財政局長 さっき言いました 182 人が現在過員となっておるとこの認識でございます。

---

○分科員（上原みなみ） わかりました。

では、その既存の労務職員間での配置転換で年間何人の過員削減ができるとお考えでしょうか。

---

○玉田行財政局長 2015 の期間が平成 26 年度までということですがけれども、その 3 力年——24, 25, 26 ございますけれども、その間で企業職員を除いた定年退職が約 240 名あると考えております。また、通常——これは年によって違いますけれども、定年ではなく普通退職という方もいらっしゃいますので、これは年によって変わりますが、それも加えますと、3 力年で大体 300 人超ぐらいに退職者の数としてはなるのかな——労務職員全体でございます。

以上です。

---

○分科員（上原みなみ） では、3 年以内には解消できるというお考えなんですね。わかりました。

この適正排出推進員という事業についてお尋ねしますけれども、仙台市にも環境指導員という同じような業務の職員がいらっしゃいます。仙台市はごみの収集業務が 100%民間委託だからこそ必要性は理解できます。また、仙台市の環境指導員は月に数時間の時間外勤務しかありません。

一方で、神戸市の排出指導の時間外勤務は一月 1,500 時間前後あります。ここまで時間外勤務をつけて、神戸市はさらなるごみの減量・資源化を推進しなければならないでしょうか。

環境局でもさらなるという言葉をつけているとおり、神戸市はごみの減量化で見ますと、20 政令指定都市で 7 番目に 1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量が少ないという、まずまずの優良な状況なんです。これらの点から、適正排出推進員という市民にとって必要性を感

じられない職務をこの3年間——2～3年になると思いますけれども、放置することは許されないとと思いますが、いかがでしょうか。

---

○玉田行財政局長　ごみの減量・資源化については、やはり市民のご協力が要ります。そのための排出指導の指導あるいは広報・啓発という業務は当然必要であろうと思いますし、地域と協働でいろんな取り組みをしていく必要があるとは思いますが。そういう意味で、行政の役割として一定必要であろうと思いますが、この適正排出推進業務自体がどのように行っていくかということについては、この先ほどの過員等の話とは一定別の議論になろうかと思しますので、先ほど質問にもあったわけですが、これは引き続き環境局と協議していきたいと考えております。

---

○分科員（上原みなみ）　私は適正排出推進員で——後にも質問しますけれども、時間外勤務が大幅にふえていることが非常に問題だと思っております。余剰人員が出ている、それは仕方がない問題はあると思いますが、しかしその余剰人員によって一月の時間外勤務が2倍、3倍とふえているその状況について問題視しております。

例えば、その余剰人員の活用法なんですけれども、社内外で行われる審議会などの会議の準備は、コピーをしたり、名前のプレートをつくったり、机を並べたりという単純な作業に行政職員が非常に時間をとられているとお聞きしております。そこで、各課でやっている会議の準備など単純作業を集約するセクションを新たにつくり、過員解消までの期間限定で、環境局の余剰職員を活用することや、また現在ボランティアの方々が取り組まれている六甲山の間伐作業に182人を集中的に充てるなど、市民に貢献できるような過員活用法を全市的な業務の見直しによって考えられないでしょうか。

---

○玉田行財政局長　過員についての解消については先ほどご説明させていただいたように、やはり環境局だけで考えることはできないということでございます。一方で、会議の準備とかいうようなことにどう活用するかということについては、環境局の方で今の排出指導という業務で使っておるわけですが、それ以外にそういう提案があれば考えたいと思います。

---

○分科員（上原みなみ） 提案があればというのは、環境局からということですか。

---

○玉田行財政局長 はい、環境局からです。

---

○分科員（上原みなみ） まず、環境局から提案されることはないと思います。ですので、行財政局として、やはり過員をどうするかというのを考えていただきたいんですけども、その点についていかがでしょうか。

---

○玉田行財政局長 私どもとしましては、とにかく先ほど言いましたその過員をどう解消するか、これは労務職全体のことでございますので、それはそれで我々として主体的に、またそれぞれの局とも協議は要りますけれども、考えていく必要があると思います。ただ、過員として環境局に置かれている職員にどういう業務をさせるかということについては、一義的にはやはり環境局で検討していただき、一番市民のためになる仕事をしていただくということを環境局が一義的に考えていただくべきものではないかなと思っております。

---

○分科員（上原みなみ） 環境局にということは、私はちょっと納得いきません。なぜかという、やはり行財政局が適正な定員また配置というのを業務にされていると思うんです。

それで、環境局が今、適正排出推進員として182人を一応活用していることになっていきますけれども、今までのご答弁で、やはり182人の適正排出推進員が必要なのではなくて、余剰人員として暫定的にそういう仕事をしているというご回答だったのではありませんか。

---

○玉田行財政局長 はい、そういう回答をさせていただきました。

---

○分科員（上原みなみ） それでは、やはり環境局主導でこの182人を何とか活用してほしいということを環境局から言い出すのではなく、行財政局から適正な定員——182人が過員だと思われるんだったら、その過員をどう活用するかということを考えて、環境局に対して提案すべきだと思います。

次の質問に行きますが、環境局では、ごみ収集部門の直営100%を主張していたのが、局長がかわって傭車契約、傭車継続の方針転換されました。行財政局としては、この先、行財政改革として民間委託をふやしていく方針なのか、その場合、定年退職者分だけ民間比率を多くするのか、それともある時期をめぐりに改革をするのか、そのあたりのビジョンをお聞かせください。

---

○玉田行財政局長 ごみ収集体制につきましては、民営化、どうしていくかということをも具体的に決めているということではございません。現在取り組んでおります行財政改革2015の中では、このごみ収集体制につきましては、業務プロセスの再構築という位置づけで見直しを進めております。

この業務プロセスの再構築という意味でございますけれども、業務プロセスを効率化する——ちょっと読んでみます。業務プロセスの効率化、それから民間活力の活用等を進め、限られた人的資源を有効活用することで、時代に対応した柔軟で機動的な行政経営を行うという趣旨でございます。これは行財政改革2015の計画の中にそういう説明をしておりますが、そういう意味で、その位置づけの中で、その観点で今後も引き続いて検討をしていきたいと考えております。

---

○分科員（上原みなみ） まだ民営化をするかどうかというのは決めていないけれども、行財政改革2015の中では業務の効率化と、あと民間活力の有効利用ですか、それを掲げているということですね。ただ、ビジョンは立てていないということでもよろしいんですか。

---

○玉田行財政局長 視点はそういうことでございまして、それ以上の具体的なことを今現在決めているということではございません。

---

○分科員（上原みなみ） ごみの収集部門が政令指定都市唯一直営 100%という神戸市が、労務職員——労働組合に選挙でお世話になっている市長のもと、民間委託を進めていくのは容易ではないと察します。

しかし、先日、大都市行財政特別委員会でご講演いただいた関西学院大学の林 宜嗣教授もおっしゃっていましたが、直営か民間業者かを選ぶのはサービスを受ける市民であり、提供している直営側ではありません。市民の皆さんが選択できるように、ごみ収集における直営と民間のコスト及びサービス比較、それぞれの安全対策も含めて神戸市として広報すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

---

○玉田行財政局長 これまで今の形でやってきているということでございます。そういう意味で言うと、これまでも何回か本会議などで答弁もさせていただいていると思いますが、直営でやってきているいろんな理由があると思います。こういうことについてはPRをさせていただいていると思います。

一方で、民間の方がコストが安いのではないかという議論もあることは承知しております。そういう意味で、できるだけいろんな情報は開示と言いますか、お知らせをしていくべきだとは考えております。

---

○分科員（上原みなみ） では、市民にできるだけ民間コスト、そして直営のコストやまたサービスの比較などを提示していただいて、市民の方が直営か民営かを決められるような形にさせていただきたいと要望します。

次に、環境局の勤務体制についてお伺いします。

適正排出推進員の仕事は、さらなるごみの減量・資源化を推進すること、つまり早朝クリーンステーションに立って、ごみが適正に排出されているかどうかをチェック・指導することが主な仕事だと一般感覚では考えられます。

クリーンステーションでの立ち番は勤務時間が通常の8時からではなく、6時半や7時から始まり、毎日1時間から1時間半の時間外勤務がつけられております。そのため、今年度の排出指導の時間外勤務は5月が前年度比213%、祝日のない6月でも143%、昨年と比べて4割もふえており、一月でおよそ1,650時間、年間で2万時間の超過勤務になると試算されます。該当する環境局職員の平均時給から計算すると、今年度、排出指導の時間外勤務手当は6,500万円を超えると予想されます。社会的必要性からではなく、余剰人員

のために用意した仕事により時間外勤務がふえるということは非常に不合理です。

そこで、適正排出推進員の勤務時間をメインの仕事の時間である6時から14時45分と変更し、排出指導として早朝クリーンステーションでの立ち番をする職員を適正排出推進員に限定すべきではないでしょうか。今年度、適正排出推進員以外の職員も便乗して立ち番をふやし、時間外勤務を倍増させております。行財政局の見解をお尋ねします。

---

○谷口行財政局職員部長 今ご指摘がございましたように、環境局における排出指導業務につきまして、時間外勤務時間数が昨年度と比較して2倍近くふえているというこういった状況について私どもも認識をしております。

今現在、これは環境局に限らないことですが、各局の方で個々の業務についての必要性の精査でありますとか、あるいは事務の効率化に取り組んでいるところなんですけれども、行財政局といたしましても、公務能率の向上の観点あるいは健康確保の観点、さまざまな観点から時間外勤務の縮減に取り組んでいるところであります。勤務時間あるいは業務のあり方そのものも見直しができないかということで、要するに時間外勤務が構造的に発生しない勤務体制を構築するように各局の方には指示をしているところでございます。

もちろん環境局に対しましても、そういった面で時間外勤務縮減の徹底について話をしているところであります。その検討状況を確認しながら、またその都度必要な指示を行っていきたいというふうに考えております。

---

○分科員（上原みなみ） では、勤務時間の変更も今検討中だというご回答と受けとめてよろしいのでしょうか。

---

○谷口行財政局職員部長 勤務時間の変更を含めて各局の方で検討するようにということで私どもはしております。

---

○分科員（上原みなみ） 補足としてお伝えしておきますけども、昨年発覚した環境局北事業所での勤務時間中の野球。あれは、環境局の全事業所において、収集が終わるお昼過



ぎ以降、仕事がないことを示しているというものです。収集が終わり始めるのが14時台です。今、適正排出指導員としての仕事があるかもしれないことを環境局が言うてくるならば、収集職員がすばいと思いますので、この時間の変更は十分検討していただきたい、実行していただきたいと思います。

次に、こちら情報なんですけど、新潟市では環境局職員の通常の勤務時間は8時半から17時なんですけれども、これは粗大ごみや資源ごみが持ち去られるのを防ぐためのパトロールとして、6時から14時半という勤務体制を一部で組んでおります。実際に労使交渉でもすんなり決定したそうです。

職員が余っているのに、やめさせないでくれ、勤務時間も変えないでくれ、時間外勤務もふんだんにつけさせてくれというのは、行財政改革の観点から神戸市としても受け入れられないということを労働組合に対して強く主張すべきだと思います。

次に、他都市の状況も調べましたけれども、大半の政令指定都市では、ごみ出しルールやマナーの啓発活動は通常の勤務時間内に行われております。それに比べて神戸市は、排出指導の時間外勤務がことし6月と7月で見ると一月平均1,500時間です。これは神戸市を除いて最も多い札幌市と比べても4倍と、政令指定都市の中で突出する時間外勤務です。そのほか、ごみ出しルールのビラ配布に、ことし5月は昨年と比べて2倍の時間外勤務がついている、7月は会議や業務準備の時間外勤務が前年度比4倍となっているなど、異常な時間外勤務のとり方だと思われませんか。環境局が啓発活動の一環と主張するイベント参加は、ことし夏祭りだけで932時間、手当にすると約300万円と試算されます。神戸市がさらなる減量・資源化にこれほど多額の税金を使うことを市民は納得できると思われませんか。

このような時間外勤務を行財政局として一日でも許しておいてはいけないと思います。行財政局として環境局の時間外勤務を精査することは急務だと思います。これらの時間外勤務について、もう1度ご答弁をお願いします。

---

○谷口行財政局職員部長 先ほども申し上げましたように、私どもも時間外勤務の縮減ということについては非常に精力的に取り組んでいるところでございます。環境局の場合は、先ほど申しましたように、現在過員が生じているような状況、推進員ということで暫定的にその業務に当たっているということではございますけれども、やはり時間外勤務の縮減というのは、私どももやはり力を入れて取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、引き続き検討を進めていくようにしたいと思います。

---

○分科員（上原みなみ） では、最後の質問です。

環境局の収集部門の振りかえ困難職場認定についてお聞きします。

環境局の職員の祝日出勤による時間外勤務は、平成 23 年度で 6 万 8,000 時間、手当総額は 2 億円を超えたと試算されます。今年度は祝日出勤の時間外勤務が実働時間でつけられるよう改善されたため、25%削減されますが、それでも 1 億 5,000 万円以上にはなると推測されます。

私は以前から、祝日出勤を平日の休みに振りかえるべきだと主張してきました。しかしそのたび、環境局の収集部門は振りかえ困難職場だから、祝日出勤を振りかえて休みをとるのは無理だと言われてきました。まず、その振りかえ困難職場というものの定義から教えてください。

---

○谷口行財政局職員部長 この振りかえ困難職場と申しますのは、従来、少人数職場あるいはローテーション職場といったように、業務に必要な職員を確保するために振りかえを実施することが困難な職場ということで、これまでは扱ってまいりました。

---

○分科員（上原みなみ） では、今現状、少人数でもありませんし、またローテーションも組んでおりません。振りかえ困難職場という認定は、今現状とはちょっと違っているのではないかと考えます。

また、平日に振りかえて休みにくい職場ということを以前もおっしゃっていましたが、それでは、なぜ平日に振りかえて休むことが困難な職場で、昨年度の平均出務率が 85% なのでしょう。15%の職員、つまり収集部門 738 人中、毎日 111 人も休むことができている職場なんです。さらに、ことしのゴールデンウィーク明けには職員の半数が休んだという事業所もありました。休みをとりにくい職場という行財政局の認識と職員の勤務実態との整合性を説明してください。

---

○谷口行財政局職員部長 先ほど、これまでの振りかえ困難職場の定義を申し上げました。ただ、先ほども申しましたように、今現在、超過勤務、時間外勤務を可能な限り縮減をしていくということで私ども取り組んでおりますし、またいろんな勤務実態なんかも踏まえますと、本当に各職場の勤務体制というのが今のままでいいのかどうか、そういった点も含めて、私ども各局に対して検討の指示をしているところでございます。

そういった意味からいきますと、行財政局といたしましても、これまで振りかえは困難であるというふうにされていた職場についても、本当に困難なのかどうかという点、あるいはそれに加えてさらに勤務体制そのものも見直しができないのかどうか、このあたりを十分に検討するようにし、その上で時間外勤務というものを縮減できるようにということを取り組みを進めているところでございます。

---

○分科員（上原みなみ） では、行財政局としては、振りかえ困難職場という認定を取り下げるといふか、環境局に対して振りかえ困難職場ではないというそういうことで、これから振りかえを進めていくという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

---

○谷口行財政局職員部長 私どもといたしましては、必ずしも今現状振りかえ困難職場とされているものが、今現在でも振りかえ困難職場だということでは考えてはいないです。ただ、それぞれの職場——これも環境局に限らないことなんですけれども、やはり業務の実態でありますとか、あるいは市民とか地域の実情とかいうのを一番把握をしている各局の方と十分にこれはやはり協議をしていかないと、一方的に決めるというのは——その過程においてですけれども、一方的に決めるというわけにはいきませんので、やはりこのあたり、実情でありますとか、あるいは一方で時間外勤務の縮減という観点、さまざまな観点から局の方と話をしていきたいというふうに考えております。

---

○分科員（上原みなみ） わかりました。では、以前は振りかえ困難職場という認定だったけれども、現在はちょっと変わってきているのではないかということで、今後振りかえ困難職場認定ということでは考えていただけるということでしょうか。

---

○谷口行財政局職員部長 今も申しましたように、結論としてこうであるというところまでは行っておりませんが、必ずしも振りかえ困難職場というふうには考えてないので、それをベースにしながら、引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

---

○分科員（上原みなみ） 大阪市では、同じごみ収集業務において振りかえ困難職場ではないという認識で、祝日出勤による時間外勤務が100%振りかえ休日取得されております。大阪市では振りかえ困難職場ではない、また神戸も同じ仕事をしているのですから、やはり振りかえ困難職場ではないという認識で、今後祝日出勤を——大阪が100%振りかえてできているんですから神戸もできるはずですので、縮減に努めていただきたいと思います。

また、今年度、先ほどから申しておりますように、182人の余剰人員がいますので、もし行財政局としても、やはり社会的必要性を認めない排出推進指導員なのですから、収集担当の職員が振りかえ休日をとるという場合には、収集部門の本来業務である収集作業にこの排出指導推進員を入れればいいと思いますので、その点もよろしくお願いします。

とにかくむだな時間外勤務を取得することがないように行財政局としてチェックし、指導すべきだと思います。今年度は昨年と比べて環境局で時間外勤務予算が3割削減されました。しかし、私はことしの予算特別委員会で5割削減はできるということを示しました。それを3割削減にとどめたために、削減せざるを得ない業務以外のところで帳じりを合わせようと時間外勤務が昨年比2倍、3倍、4倍とついている業務があるのではないかとと思いますが、この点についてお願いします。

---

○谷口行財政局職員部長 ことしは先ほど申しましたように、例えば構造的に、あるいは経常的に超過勤務が多い職場というのがやはりあるのではないかということで、配分の方を3割カットということで始めさせていただきました。ただ、この3割カットというのも、これを使い切れればいいというそういう意味ではございませんでして、やはりまず3割カットというのを目指して、実際に時間外勤務の必要性であるとか、あるいは現認をするというようなことは、やはり一番現場の実情をわかっている各局、各職場の方でやっていただくというこういうことでやっておりまして、行財政局としては、やはりそれに当たっての仕組みづくりという点を私ども力点を置いてやっておりますので、まずは3割カットができるかどうかということでスタートをしていって、また今後その状況を見ながら、また各局の方ともそれ以上の削減ができるかできないか、このあたりについては実情を聞きながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

---

○分科員（上原みなみ） 3割削減はできていると思うんですけれども、ただ、3割削減

で予算をつけたために、やはり今、使い切るのではないとおっしゃいましたけど、結局時間外勤務を使い切ろうというふうには見えないというような、時間外勤務が去年の2倍、3倍になっている業務が環境局で発生しているのは確かなんです。結局3割削減はできませんでしたということになると思うんですね。

ですので、やはり予算をつける前に、できれば私はきちんと精査してほしかったなと—その業務が本当に必要なのかどうかということを精査した上で、3割と決めていただきたかったなと思っております。

その点を踏まえまして、行財政局として改めて時間外勤務の削減に努める。これは各局からの言いなりで前年度の時間外勤務と同じ予算をつけるのではなくて、行財政改革の観点から必要な時間外勤務のつけ方、必要な時間外勤務だけにとどめるということなのですが、そのためには行財政局の職員が各局の時間外勤務のつけ方が適切なかどうか、調べようとする姿勢が不可欠だと思います。

私は、行財政改革を遂行するために最も必要なことは、行財政局自体が厳しく機能するよう生まれ変わること、そのための行財政局の人員補充、また予算拡大は認められるべきだと考えますので、しっかり時間外勤務削減をよろしく願いいたします。